

政策Ⅱ－１－（２）－③

公認会計士監査の充実・強化

1. 目標等

達成すべき目標	厳正な会計監査の確保を図ること 【達成年次】毎年度
目標設定の考え方及びその根拠	公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。 【根拠】公認会計士法第1条、第1条の2、第30条、第31条、第35条等
測定指標	厳正な会計監査の確保の状況 (厳正な会計監査の確保を図るためには、以下の重点施策を的確に実施していくことが必要であり、施策に係る監査関連制度の整備・運用状況により評価を行う。)

2. 平成18年度重点施策等

18年度重点施策	① 監査法人制度等のあり方の見直し ② 監査基準等の整備 ③ 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督 ④ 日本公認会計士協会が実施する品質管理レビューの的確な審査及び監査法人等に対する適切な検査等
参考指標	① 金融審議会での検討状況 ② 監査基準等の整備状況 ③ 公認会計士等に対する処分状況（処分件数） ④ 公認会計士・監査審査会の開催状況（開催実績） ④ 品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査の実施状況（報告受理件数、審査件数、立入検査件数、勧告件数） ④ 公認会計士試験システムの整備状況

3. 政策の内容

我が国の証券市場が、「貯蓄から投資へ」の流れの中、その機能を十全に発揮していくためには、企業財務情報についての情報開示が適正になされることが不可欠となります。その際、公認会計士・監査法人による監査は、企業の財務情報の信頼性を確保していく上で、極めて重要な役割を担うものであり、このような観点から、公認会計士監査を充実・強化していく必要があります。

#### 4. 現状分析及び外部要因

近時、企業活動の多様化、複雑化、国際化が進展する中、監査業務も複雑化、高度化しています。また、公認会計士監査をめぐる非違事例がたびたび明らかとなったところであり、公認会計士監査の充実・強化に向けた早急な取組みが求められています。公認会計士・監査審査会はこれまで、協会による品質管理レビューを独立した立場から審査し、必要があると認めるときには監査事務所等へ立入検査を行ってきました。この審査及び検査においては、検査結果を被検査事務所等に通知するほか、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、協会の品質管理レビュー及び監査事務所の監査の品質管理上の問題点を取りまとめて、関係者等に示してきました。

四半期報告書や内部統制報告書の導入等に伴う監査業務の範囲の拡大、公認会計士法など関連法令等の改正、社会経済情勢の変化等が見られる中、監査の品質の一層の向上のために、審査会に与えられた使命を果たしていくことが引き続き求められています。

#### 5. 事務運営についての報告及び評価

##### (1) 事務運営についての報告

##### ① 監査法人制度等のあり方の見直し

金融審議会公認会計士制度部会では、平成18年4月から11回にわたり会合を開催しました。同部会では、国際的な動向等のレビューや関係者からのヒアリング等を行った後、18年9月以降、①監査法人等における品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーのあり方、②監査人の独立性と地位の強化のあり方、③監査法人等に対する監督・責任のあり方等、論点ごとに討議が行われ、その結果として18年12月22日に報告書「公認会計士・監査法人制度の充実・強化について」がとりまとめられました。

金融庁においては、報告書の提言等を踏まえ、「公認会計士法等の一部を改正する法律案」を19年3月13日に第166回国会に提出しました（19年6月20日に成立、6月27日に公布）。

「公認会計士法等の一部を改正する法律」の概要は、次のとおりです。

- ア. 監査法人の品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーを強化するため、業務の執行の適正確保や業務の品質管理の方針の策定及びその実施のための業務管理体制を監査法人が整備することを義務付けるとともに、監査法人の社員資格を公認会計士以外の者に拡大し、また、監査法人による情報開示を義務付けることとしました。
- イ. 監査人の独立性を確保し、その地位を強化するため、監査人の独立性に関する制度を充実するとともに、監査人が財務書類に重要な影響を及ぼす不正・違法行為を発見した場合における当局への申出制度を導入することとしました。
- ウ. 監査法人等に対する監督や監査法人等の責任のあり方の見直しとして、課徴

金納付命令や監査法人に対する業務管理体制の改善命令など行政処分の態様を多様化させるとともに、有限責任組織形態の監査法人制度を創設することとしました。また、外国監査法人等に係る届出制度を整備することとしました。

## ② 監査基準等の整備

金融商品取引法において、20年4月1日以後に開始する事業年度から四半期報告制度が導入され、四半期報告書に掲載される四半期財務諸表に対して公認会計士又は監査法人による監査証明が必要となりました。企業会計審議会監査部会では、四半期財務諸表に対する監査証明の基準である四半期レビュー基準について、国際基準の動向や四半期会計基準の検討状況等を踏まえ、17年9月より討議が行われました。その結果として19年3月27日に「四半期レビュー基準の設定に関する意見書」が取りまとめられました。

## ③ 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督

金融庁では、虚偽のある財務書類について、故意又は過失により虚偽のないものとして監査意見を表明した公認会計士・監査法人に対して厳格な処分を行なうなど適切な監督に努めています。18事務年度においては、18年7月に公認会計士2名、18年9月に公認会計士1名、18年11月に監査法人1法人、公認会計士3名、19年4月に監査法人2法人、公認会計士3名、19年6月に公認会計士3名を公認会計士法に基づき処分しました。

また、公認会計士・監査審査会の検査結果に基づく勧告を踏まえ、監査法人の監査業務の適正な運営を確保するため、18年7月に監査法人4法人、18年12月に監査法人1法人、19年4月に監査法人1法人に対して業務改善指示を行うとともに、改善の進捗状況についてフォローアップを行っています。

## ④ 日本公認会計士協会が実施する品質管理レビューの的確な審査及び監査法人等に対する適切な検査等

公認会計士・監査審査会では、18年7月から19年6月までに、公認会計士・監査審査会を28回開催し、18事務年度の審査基本計画及び検査基本計画に基づき、日本公認会計士協会が実施した18年度の品質管理レビュー137件について審査を行っています。また、13監査事務所（3大監査法人（あずさ監査法人、監査法人トーマツ、新日本監査法人）を含む。）に対して検査を実施しています。

この審査及び検査の結果については、18年11月8日に「小規模監査事務所の監査の品質管理について」、19年3月16日に「中小規模監査事務所の監査の品質管理について」として取りまとめ、公表しました。また、検査の結果、監査法人2法人の運営が著しく不当と認められたことから、18年11月及び19年3月に金融庁長官に対して、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告しました。4大監査

法人については、17 事務年度の検査結果を踏まえ、業務運営の改善状況について、みずず監査法人（旧中央青山監査法人）を除く 3 監査法人に対して検査を実施しました。また、その結果について取りまとめ、19 年 6 月 29 日に「3 大監査法人の業務改善状況について」として公表しました。さらに、17 年 2 月に協会に対して改善を要請した品質管理レビューに係る提言について、その改善状況を検証しています。

その他、監査手続上の「確認」の実施状況、会計上の見積り及び監査業務に係る審査態勢について、日本公認会計士協会の 17 年度の品質管理レビューにおいて再指摘等を受けた監査事務所に対し、報告徴求を行いました。

公認会計士・監査審査会では、このような審査及び検査の実績を踏まえ、19 年 6 月 29 日に、「監査の品質の一層の向上のために一審査基本方針等」及び「平成 19 事務年度の審査基本計画及び検査基本計画」を公表しました。

なお、公認会計士試験システムについては、試験結果を分析管理する機能やセキュリティ強化に対応する機能等を追加開発し、18 年 12 月までに運用を開始しました。

## （2）評価

監査法人制度等について見直しを行うものである「公認会計士法等の一部を改正する法律」の成立は、厳正な会計監査の確保に資するものであると考えています。また、「四半期レビュー基準の設定に関する意見書」の取りまとめは、監査業務の範囲の拡大に対応するものです。

公認会計士・監査審査会における日本公認会計士協会が行う品質管理レビューの審査及び監査事務所に対する検査の実施は、我が国の監査の質の向上に資するものであると考えています。また、公認会計士・監査審査会が、審査及び検査の結果について取りまとめ、公表し、さらに、金融庁長官に対して、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告を行い、金融庁においては業務改善指示及び改善の進捗状況のフォローアップを行ったことは、監査の質の向上、資本市場の信頼性の向上を図るものであると考えています。

公認会計士・監査審査会が、公認会計士試験システムを追加開発し、運用を開始したことは、試験の実施に係る事務の効率化に寄与するものであると考えています。

## 6. 今後の課題

（1）金融庁においては、改正法に基づく政令・府令の整備を図るなど、制度の適切かつ円滑な実施に向けた取組みが必要と考えられます。

以上を踏まえ、20 年度においては、改正法の適切かつ円滑な実施に向けた体制を整備するため、機構・定員要求を行う必要があります。

(2) 公認会計士・監査審査会においては、17年10月に新たに設定された「監査に関する品質管理基準」等に基づいた品質管理のシステムが監査事務所において適切に整備されているかどうかについて重点的に検証する必要があります。さらに、協会が19年度から導入した上場会社監査事務所登録制度の運営状況を検証する必要があります。

また、18事務年度において、3大監査法人に対するフォローアップ検査を実施しました。当該報告において、法人間の改善状況に差異が認められていることから、その後の改善状況について、さらに、個別監査業務に改善が浸透しているかについて、品質管理レビューの審査結果等を踏まえ、引き続き検査において検証する必要があります。また、3大監査法人以外で、上場会社等に対する監査業務を多く実施している監査事務所についても、同様に必要に応じて検査を実施する必要があります。さらに、その他の中小規模監査事務所において自主的な改善が確実に実施されているか検証し、必要に応じて検査を実施する必要があります。また、改正法に伴う当局の権限の整備に、適切に対応する必要があります。

以上を踏まえ、20年度において、監査法人等に対する検査等の体制強化に係る予算要求及び機構・定員要求を行う必要があります。

(3) 公認会計士試験については、公認会計士の質とともに多様な人材を確保していくとの現行試験制度の趣旨を踏まえ、試験実施の更なる改善について検討するほか、広報の強化に努める必要があります。

以上を踏まえ、20年度において、公認会計士試験の実施、並びに広報の強化に係る予算要求を行う必要があります。

(4) さらに、監査監督にかかる協議・協力に関する公式の国際フォーラムが設立されたことや、外国監査法人等に対する各国の監査監督体制の動向を踏まえ、諸外国の監査監督機関との協力・連携を図る必要があります。

以上を踏まえ、20年度において、諸外国の監査監督機関との連携強化に向けた体制整備に係る予算要求及び機構・定員要求を行う必要があります。

(5) 公認会計士・監査審査会としては、こうした業務の増加等を踏まえ、事務局機能の強化を含む体制の充実を図り、引き続き品質管理レビューの的確な審査及び監査法人等に対する適切な検査や公認会計士試験の円滑な実施等を行っていく必要があると考えています。

以上を踏まえ、20年度において、公認会計士・監査審査会の事務局機能の充実・強化等に係る機構・定員要求を行う必要があります。

## 7. 当該政策に係る端的な結論等

政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化（監査監督に関する国際的動向）や取組みの有効性（監査法人に対する業務改善指示及び改善の進捗状況のフォローアップ等）等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

### 【18年度の達成度及び判断理由】 A

公認会計士・監査法人に対する適切な監督、日本公認会計士協会が実施する品質管理レビューの的確な審査及び監査法人等に対する適切な検査等を着実に実施しているほか、厳正な会計監査の確保及び監査の質の向上を図るべく、改正公認会計士法が成立したこと等から、Aと評価しました。

## 8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・金融審議会公認会計士制度部会報告「公認会計士・監査法人制度の充実・強化について」（平成18年12月22日）
- ・小規模監査事務所の監査の品質管理について（18年11月8日 公認会計士・監査審査会）
- ・中小規模監査事務所の監査の品質管理について（19年3月16日 公認会計士・監査審査会）
- ・3大監査法人の業務改善状況について（19年6月29日 公認会計士・監査審査会）
- ・監査の品質の一層の向上のために－審査基本方針等－（19年6月29日 公認会計士・監査審査会）
- ・平成19事務年度の審査基本計画及び検査基本計画（19年6月29日 公認会計士・監査審査会）

## 10. 担当課室名

総務企画局企業開示課、公認会計士・監査審査会事務局